

令和8年度 不祥事根絶のための校内ルール

私たち本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。

しかし、全ての教職員が同じ意識を持っているとは限らず、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。本校の教職員は、お互いを信頼し合い、教育に取り組む集団でありたいと強く願っています。

そのために、校内ルールを文章化し、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることを確認します。

以下のルールは、大切な生徒、学校、そして先生方自身を守るための最低限のルールです。

- ・ 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ・ 生徒への指導及び相談等の対応には、複数名で対応し、原則として生徒と1対1の状況は作らない。やむを得ず1対1で行わなければならない場合は、どこで誰と何を話すのか、事前に管理職に伝える。
- ・ 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ・ 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ・ 緊急時を除いて、管理職の許可がないまま生徒を自家用車に乗せない。
- ・ 生徒と電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。
- ・ 業務上の連絡でやむを得ず、SNS等で連絡が必要な場合は、必ず複数の目が入るようにする。
- ・ 生徒引率中に飲酒はしない。
- ・ 酒席会場には、原則として自家用車（自転車を含む）では参加しない。
- ・ 誤送付防止のため、郵便物やメール、FAX等は、必ず複数人で確認する。
- ・ 実習費等の各種会計については、適切な監査を必ず行う。
- ・ 学校徴収金等での支払いに際しては、私的なポイント等が発生しない方法で行う。
- ・ 教職員一人ひとりが、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントは、教育環境を著しく悪化させ、生徒、教職員、保護者等の人格や尊厳を傷つけるものであることを認識し、その防止に努める。